

27監査公表第11号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成27年7月29日に福岡市長から行政監査の結果に基づく措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成27年9月17日

福岡市監査委員	川上晋平
同	大石修二
同	齋田雅夫
同	伯川志郎

1 監査報告と措置の件数

23監査公表第6号（平成23年6月30日付 福岡市公報第5840号 公表）分
平成22年度行政監査（市立学校体育施設の市民への開放について）・・・15件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

23監査公表第6号（平成23年6月30日付 福岡市公報第5840号 公表）分

1 市民局

監査の結果	措置の状況
<p>ア 校庭夜間開放事業の助成金支出による事業実施方法の見直しを求めるもの （スポーツ振興課）</p> <p>平成21年度の福岡市立学校校庭夜間開放事業実施に係る事務処理において、市は福岡市地域スポーツ振興事業業務委託契約のなかで業務受託者に校庭夜間開放事業を実施させ、各事業対象校の福岡市立学校校庭夜間開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）への助成金（46,000円）を支出させていたが、各事業対象校の運営委員会の事務執行において、次のような不適切な事務処理となっていた。また各学校や公民館で行った実査の結果、運営委員会への助成金支出という方法についても、次のような状況が見受けられた。従って、各運営委員会への助成金支出による事業実施方法について、見直しを行われたい。</p> <p>(ア) 運營業務受託者が行った平成21年度の運営委員会への助成金支出事務において、各事業対象校の運営委員</p>	<p>学校施設開放のあり方については、教育委員会、市民局、こども未来局が連携して、地域、関係者等の意見を伺いながら、抜本的な見直しの検討を行った。</p> <p>平成28年4月の実施に向けて方針決定を行い、助成金支出による事業の廃止を行うこととした。</p> <p>(ア)a</p> <p>平成23年度から、事業実績報告書提出の際に、領収書等の支出を確認できる書類を添付するよう、運営委員会に周知するとともに、運営委員会の適正な開催について、平成24年2月の運営委員会連絡会にて指導した。事業実績報告書類との突合を徹底し、適正な処理に努めている。</p> <p>（教育環境課）</p>

<p>会から提出された平成21年度学校校庭夜間開放事業実績報告書等に、次のような支出内容等が不明であったり、内容について疑問のある事例が見受けられた。しかしながら、市所管課はそれぞれの内容について具体的な調査、確認等を行うことなく、業務完了と認めていた。</p> <p>a 実績報告書の収入金額，支出金額の内訳額が，同20年度の実績報告書と同じ内容となっている運営委員会が散見された。</p>	
<p>b 平成21年度1年間の利用総件数が0件であるにもかかわらず，複数回の運営委員会が開催され，交付額全てを支出したと報告している運営委員会があった。</p>	<p>(ア)b</p> <p>平成23年度から，事業実績報告書提出の際に，領収書等の支出を確認できる書類を添付するよう，運営委員会に周知するとともに，運営委員会の適正な開催について，平成24年2月の運営委員会連絡会にて指導した。事業実績報告書類との突合を徹底し，適正な処理に努めている。</p> <p>(教育環境課)</p>
<p>c 平成21年度は地域登録団体のみの利用を認めている学校で，1年間を通じて1団体のみ利用であるにもかかわらず，複数回の運営委員会が開催され，交付額全てを支出したと報告している運営委員会があった。</p>	<p>(ア)c</p> <p>平成23年度から，事業実績報告書提出の際に，領収書等の支出を確認できる書類を添付するよう，運営委員会に周知するとともに，運営委員会の適正な開催について，平成24年2月の運営委員会連絡会にて指導した。事業実績報告書類との突合を徹底し，適正な処理に努めている。</p> <p>(教育環境課)</p>
<p>(イ) 実査した学校及び公民館において，各事業対象校の運営委員会から提出された平成21年度の運営委員会名簿において委員として名前の記載されている学校教頭，又は公民館館長等に聴取を行ったところ，当該学校又は公民館で経理関係の業務が行われていない場合，学校教頭等が平成21年度の学校校庭夜間開放運営委員会名簿に自らの名前が記載されて</p>	<p>(イ)</p> <p>運営委員会の適正な開催について，平成24年2月の運営委員会連絡会にて指導した。事業計画書類提出時に確認を徹底し，適正な処理に努めている。</p> <p>(教育環境課)</p>

<p>いることを知らない，平成21年度学校校庭夜間開放事業実績報告書等において記載されている会議等に参加したことがない，また提出された書類を全く見たことがない，という運営委員会が散見された。</p>	
<p>イ 経済性の観点から校庭夜間開放事業に係る指導員配置の必要性等について見直しを求めるもの (スポーツ振興課)</p> <p>市は，平成21年度及び同22年度における福岡市立学校校庭夜間開放事業（以下「校庭夜間開放事業」という。）による校庭利用に際して，地域登録団体による定例的な利用か，全市登録団体による一時的な利用かを問わず，開放時間中の見守り，事故防止及び開放施設の管理等を行う指導員を配置し，1回の利用に伴う業務への謝礼金として毎回4,000円を支出していた。</p> <p>配置された指導員は，第三者としての役割を果たすことを求められており，業務の性質から考えると，本来，当該利用団体の代表者やメンバーではない人物が，指導員として配置される必要がある。しかしながら，平成21年度の校庭夜間開放事業において，指導員が代表者となっている地域登録団体の利用日に，当該指導員が配置されるという事例が散見された。</p> <p>上記，利用の際の指導員配置の実態から，利用に際しては，必ずしも利用団体と関係のない第三者の指導員配置は必要ないと思われる。経済性の観点から，指導員の業務として位置付けている業務内容及びその執行方法等に関して見直しを行い，より効率的・効果的な事業の実施方法について検討の上，校庭夜間開放事業に係る指導員配置の必要性について見直しを行われたい。</p>	<p>平成24年度から，経済性の改善策として，指導員の謝礼金額を見直した。</p> <p>学校施設開放のあり方については，教育委員会，市民局，こども未来局が連携して，地域，関係者等の意見を伺いながら，抜本的な見直しの検討を行った。</p> <p>平成28年4月の実施に向けて方針決定を行い，校庭の夜間開放は，体育館の開放と同様に使用団体の自主管理とし，校庭夜間開放指導員は廃止することとした。</p> <p>また，使用時間の徹底及び照明の消し忘れ防止のため，照明施設に自動消灯装置を設置するなど施設面での整備を行うとともに，開放施設の適切な使用，マナーについて，登録団体への指導を徹底し，マナー違反のあった団体に対しては，団体登録取消しを行うなど，必要な措置を行うこととしている。</p> <p>(教育環境課)</p>

<p>ウ 学校体育館開放事業の助成金支出による事業実施方法の見直しを求めるもの</p> <p>(スポーツ振興課)</p> <p>平成21年度の福岡市立学校体育館開放事業（以下「学校体育館開放事業」という。）実施に係る事務処理において、市は福岡市地域スポーツ振興事業業務委託契約のなかで業務受託者に学校体育館開放事業を実施させ、各事業対象校の福岡市立学校体育館開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）への助成金（165,000円）を支出させていた。各事業対象校の運営委員会の事務執行において、次のような不適切な事務処理となっていた。また各学校や公民館で行った実査の結果、運営委員会への助成金支出という方法についても、次のような状況が見受けられた。従って、各運営委員会への助成金支出による事業実施方法について、見直しを行われたい。</p> <p>(ア) 業務受託者が行った平成21年度の運営委員会への助成金支出事務において、各事業対象校の運営委員会から提出された平成21年度学校体育館開放事業実績報告書中、実績報告書の収入金額及び支出金額の内訳額が、同20年度の実績報告書と同じ運営委員会が散見された。しかしながら、市所管課はそれぞれの内容について具体的な調査、確認等を行うことなく、業務完了と認めていた。</p>	<p>学校施設開放のあり方については、教育委員会、市民局、こども未来局が連携して、地域、関係者等の意見を伺いながら、抜本的な見直しの検討を行った。</p> <p>平成28年4月の実施に向けて方針決定を行い、助成金支出による事業の廃止を行うこととした。</p> <p>(ア)</p> <p>平成23年度から、事業実績報告書提出の際に、領収書等の支出を確認できる書類を添付するよう、運営委員会に周知するとともに、運営委員会の適正な開催について、平成24年2月の運営委員会連絡会にて指導した。事業実績報告書類との突合を徹底し、適正な処理に努めている。</p> <p>(教育環境課)</p>
<p>(イ) 実査した学校及び公民館において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>a 実際の委員会設置や会議開催の状況、支出内訳が、市への報告書と異なっていた運営委員会が散見された。</p>	<p>(イ)a</p> <p>平成23年度から、事業実績報告書提出の際に、領収書等の支出を確認できる書類を添付するよう、運営委員会に周知するとともに、運営委員会の適正な開催について、平成24年2月の運営委員会連絡会にて指導した。事業実績報告書類との突合を徹底し、適正な処理に努めている。</p> <p>(教育環境課)</p>

<p>b 平成21年度の領収書等の支出に係る証拠書類一式を廃棄しており、支出内容が確認出来ない運営委員会があった。</p>	<p>(イ)b 平成23年度から、事業実績報告書提出の際に、領収書等の支出を確認できる書類を添付するよう、運営委員会に周知するとともに、運営委員会の適正な開催について、平成24年2月の運営委員会連絡会にて指導した。事業実績報告書類との突合を徹底し、適正な処理に努めている。 (教育環境課)</p>
<p>c 各事業対象校の運営委員会から提出された平成21年度の運営委員会名簿において委員として名前の記載されている学校教頭又は公民館館長等に聴取を行ったところ、当該学校又は公民館で経理関係の業務が行われていない場合、学校教頭等が平成21年度の学校体育館開放運営委員会名簿に自らの名前が記載されていることを知らない、平成21年度学校体育館開放事業実績報告書等において記載されている会議等に参加したことがない、また提出された書類を全く見たことがない、という運営委員会が散見された。</p>	<p>(イ)c 運営委員会の適正な開催について、平成24年2月の運営委員会連絡会にて指導した。事業計画書類提出時に確認を徹底し、適正な処理に努めている。 (教育環境課)</p>

4 市民局及び教育委員会

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>ア 学校体育施設利用の申請手続きや窓口の統一化 (スポーツ振興課、施設整備課) 各学校において、市民局が利用申請者への許可を行っている福岡市立学校校庭夜間開放事業（以下「校庭夜間開放事業」という。）の実施対象時間中における校庭の利用や、福岡市立学校体育館開放事業（以下「学校体育館開放事業」という。）の実施対象時間中における講堂兼体育館利用について、目的外使用許可を受けて利用することが可能となっていた。また、こども未来局が行ってい</p>	<p>学校施設開放のあり方については、教育委員会、市民局、こども未来局が連携して、地域、関係者等の意見を伺いながら、抜本的な見直しの検討を行い、平成28年4月の実施に向けて方針決定を行い、事業及び運営体制の統一を行うこととした。 また、平成25年度から校庭夜間開放事業及び学校体育館開放事業を市民局から教育委員会に移管し、市民の利便性向上及び業務の効率化を図っている。 (ア)a</p>

<p>る昼間校庭開放事業の実施対象時間中における校庭の利用についても、目的外使用許可を受けて利用することが可能となっていた。また目的外使用許可は、教育委員会施設整備課又は各学校が、それぞれ行うことができる。</p> <p>しかしながら、施設整備課は、各事業による予約重複の調整方法や、各許可権者が行う許可の相互把握の手順等を定めていなかった。また、市民局スポーツ振興課は、学校体育館開放事業に係る許可手続きを各事業実施校ごとに設置させた体育館開放運営委員会に行わせており、個別の許可状況を把握していなかった。そのため、平成21年度の事務処理において、以下のように、それぞれの許可権者が他の事業等による許可状況を把握できず、重複して許可を行ったり、許可手続きが漏れるという事例が見受けられた。利用者や各許可権者が行う手続き上の混乱を防ぐために、関係所属で協議の上、申請手続き等の見直しや窓口の統一化を図られたい。</p> <p>(ア) 他局の事業に重複する形で行われた目的外使用許可</p> <p>市民局又はこども未来局の実施している事業による許可に重複する形で、許可範囲等の条件を付さずに、学校が無料分として目的外使用許可を行った次のような事例が見受けられた。</p> <p>a 別団体に、有料での利用として校庭夜間開放事業による許可を市民局が行っている時間帯に、学校行事ではない18時から19時までを含む時間帯の利用に対して、目的外使用許可を行った。</p>	<p>平成23年度から、現行の手續について、適切に行われるよう学校へ指導を行い、使用時間及び使用範囲を明確にした上で許可を行うよう徹底を図っている。</p> <p>(教育環境課)</p>
--	---

<p>b 市民局が実施している学校体育館開放事業の対象日で、全て又は一部の時間が対象時間帯となっている利用に対して行われた許可と、全く同一の時間帯又は一部の時間帯が重複する形で、目的外使用許可を行った。</p>	<p>(ア)b 平成23年度から、現行の手続について、適切に行われるよう学校へ指導を行い、使用時間及び使用範囲を明確にした上で許可を行うよう徹底を図っている。 (教育環境課)</p>
<p>c こども未来局が実施している昼間校庭開放事業による利用が行われる時間帯に、目的外使用許可を行った。</p>	<p>(ア)c 平成23年度から、現行の手続について、適切に行われるよう学校へ指導を行い、使用時間及び使用範囲を明確にした上で許可を行うよう徹底を図っている。 (教育環境課)</p>